

旧	新	備考（変更箇所）
 ピカラモバイル通信サービス契約約款 2025年8月1日 株式会社 S T N e t	 ピカラモバイル通信サービス契約約款 2025年10月1日 株式会社 S T N e t	(変更)

旧				新				備考（変更箇所）
19 相互接続通信の料金の取扱い				19 相互接続通信の料金の取扱い				(削除・変更)
3	発信：当社の契約者回線 着信：加入電話事業者（他網公衆電話を含みます。以下この別記19において同じとします。）、IP電話事業者又は中継事業者に係る電気通信設備	(1)(2)又は(3)以外の場合	料金設定事業者：当社	3	発信：当社の契約者回線 着信：加入電話事業者（他網公衆電話を含みます。以下この別記19において同じとします。）、IP電話事業者又は中継事業者に係る電気通信設備	(1)(2)又は(3)以外の場合	料金設定事業者：当社	
			料金請求事業者：当社				料金請求事業者：当社	
			料金の支払を要する者：その通話の発信に係る契約者回線の契約者				料金の支払を要する者：その通話の発信に係る契約者回線の契約者	
			料金に関するその他の取扱い：この約款に定めるところによります。				料金に関するその他の取扱い：この約款に定めるところによります。	
	(2)電気通信番号規則第10条第3号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	① ②から④以外の場合	料金設定事業者：その電気通信番号を指定を受けた中継事業者		(2)電気通信番号規則第10条第3号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	① ②から④以外の場合	料金設定事業者：その電気通信番号を指定を受けた中継事業者	
			料金請求事業者：その電気通信番号を指定を受けた中継事業者又は加入者電話事業者				料金請求事業者：その電気通信番号を指定を受けた中継事業者又は加入者電話事業者	
			料金の支払を要する者：その電気通信番号を指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるもの				料金の支払を要する者：その電気通信番号を指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるもの	
			料金に関するその他の取扱い：その電気通信番号を指定を受けた中継事業者の契約約款に定めるところによります。				料金に関するその他の取扱い：その電気通信番号を指定を受けた中継事業者の契約約款に定めるところによります。	
		② <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> に係る電気通信番号（ <u>0570</u> または <u>0180</u> に限りま	料金設定事業者： <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>			② <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> に係る電気通信番号（ <u>0570</u> に限りま	料金設定事業者： <u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	
			料金請求事業者：当社				料金請求事業者：当社	
			料金の支払いを要する者：その通話の発信に係る契約者回線の契約者				料金の支払いを要する者：その通話の発信に係る契約者回線の契約者	
			料金に関するその他の取扱い：この約款に定めるところによります。				料金に関するその他の取扱い：この約款に定めるところによります。	
		③ <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> に係る電気通信番号（ <u>0570</u> または <u>0180</u> に限りま	料金設定事業者： <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>			③ <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> に係る電気通信番号（ <u>0570</u> に限りま	料金設定事業者： <u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	
			料金請求事業者： <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>				料金請求事業者： <u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	
			料金の支払いを要する者： <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>				料金の支払いを要する者： <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> の契約約款等に定める者	
			料金に関するその他の取扱い： <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> の契約約				料金に関するその他の取扱い： <u>NT</u>	

旧					新					備考（変更箇所）
			す。）を使用して通話を行った場合（着信者に課金する取扱いを受けたもの）	料金に関するその他の取扱い： <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> の契約約款等に定めるところによります。				の）	款等に定めるところによります。	
			④ ソフトバンク株式会社に係る電気通信番号（0570に限りま す。）を使用して通話を行った場合	料金設定事業者：ソフトバンク株式会社				料金設定事業者：ソフトバンク株式会社		
				料金請求事業者：当社				料金請求事業者：当社		
								料金の支払いを要する者：その通話の発信に係る契約者回線の契約者	料金の支払いを要する者：その通話の発信に係る契約者回線の契約者	
				料金に関するその他の取扱い：この約款に定めるところによります。				料金に関するその他の取扱い：この約款に定めるところによります。		
(略)					(略)					(略)
2 2 契約者の氏名等を通知する中継事業者					2 2 契約者の氏名等を通知する中継事業者					
ソフトバンク株式会社、 <u>NTTコミュニケーションズ株式会社</u>					ソフトバンク株式会社、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u>					(変更)
(略)					(略)					(略)

旧	新	備考（変更箇所）												
	附 則 (実施期日) 1 この改正約款は、2025年10月1日から実施します。 (特例措置) 2 2025年10月1日から2026年1月31日までの間に、ピカラモバイル契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、次の特例措置を実施します。 (1) 料金表第1表第1（利用料金）1－2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。 ただし、1－2（料金額）に規定する金額が、料金表通則3（料金の計算方法）の規定により日割され、減額する料金額を超えない場合は、当該、日割後の金額を上限に減額します。 1 契約者回線ごと <table><tr><th>タイプ</th><th>適用する期間</th><th>減額する料金額 (税込価格)</th></tr><tr><td>音声&データ通信</td><td>回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から3カ月間 (回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から3カ月間)</td><td>400 円 (440 円)</td></tr></table> (1) 料金表第1表第2（付加機能利用料）2 付加機能の種類等（3）おトクでんわの規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、（3）おトクでんわに規定する金額が、料金表通則3（料金の計算方法）の規定により日割され、減額する料金額を下回る場合は、当該、日割後の金額を上限に減額します。 1 契約者回線ごと <table><tr><th>区分</th><th>適用する期間</th><th>減額する料金額 (税込価格)</th></tr><tr><td>かけ放題 (個人)</td><td>付加機能提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から3カ月間 (付加機能提供開始日が1日の場合は付加機能提供開始日の属する料金月から3カ月間)</td><td>1,300 円 (1,430 円)</td></tr></table>	タイプ	適用する期間	減額する料金額 (税込価格)	音声&データ通信	回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から3カ月間 (回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から3カ月間)	400 円 (440 円)	区分	適用する期間	減額する料金額 (税込価格)	かけ放題 (個人)	付加機能提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から3カ月間 (付加機能提供開始日が1日の場合は付加機能提供開始日の属する料金月から3カ月間)	1,300 円 (1,430 円)	(追加)
タイプ	適用する期間	減額する料金額 (税込価格)												
音声&データ通信	回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から3カ月間 (回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から3カ月間)	400 円 (440 円)												
区分	適用する期間	減額する料金額 (税込価格)												
かけ放題 (個人)	付加機能提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から3カ月間 (付加機能提供開始日が1日の場合は付加機能提供開始日の属する料金月から3カ月間)	1,300 円 (1,430 円)												